

医療法人羊蹄会 小牧ようてい記念病院通所リハビリテーション

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所)運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人羊蹄会が開設する小牧ようてい記念病院通所リハビリテーション(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 小牧ようてい記念病院通所リハビリテーション
- ② 所在地 愛知県小牧市大字西之島字丁田 1963 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(医師と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名(管理者と兼務)
管理栄養士 1名

【1単位目】

理学療法士・作業療法士 3名以上

看護職員・介護職員 5名以上

【2単位目】

理学療法士 1名以上

看護職員・介護職員 1名以上

【3単位目】

理学療法士 1名以上

看護職員・介護職員 1名以上

【4単位目】

理学療法士 1名以上

看護職員・介護職員 1名以上

【5単位目】

理学療法士 1名以上

看護職員・介護職員 1名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日含めて営業とする。)ただし12月31日から1月3日、その他法人が定めた日を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間
 - ① 1単位目
午前9時45分から午後4時00分までとする。
 - ② 2単位目
午前8時50分から午前10時20分までの内1時間以上2時間未満までとする。
 - ③ 3単位目
午前10時30分から午前12時00分までの内1時間以上2時間未満までとする。
 - ④ 4単位目
午後1時00分から午後2時30分までの内1時間以上2時間未満までとする。
 - ⑤ 5単位目
午後2時40分から午後4時10分までの内1時間以上2時間未満までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 48名
- ② 2単位目から5単位目 各8名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条

1 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 機能訓練
- ② 入浴(一般浴、特殊浴)
- ③ 食事の提供
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎(1単位目のみ、ただし2～5単位目については応相談)
- ⑥ 栄養マネジメント・栄養改善
- ⑦ リハビリマネジメント(介護給付)
- ⑧ 運動器機能向上(介護予防)
- ⑨ 口腔機能向上(介護予防)

2 食費は696円(おやつ費用込)を徴収する。

3 日常生活において通常必要となる費用、おむつ代、レクリエーションにかかわる費用等で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、小牧市(西之島、三ツ渚、三ツ渚新田、西島町、小木、新小木、小木東、小木南、藤島、多気北町、多気西町、多気南町、多気中町、多気東町、下小針天神、下小針中島、小針、市之久田、南外山、春日寺、北外山、郷中、若草町、外堀、常普請、川西、舟津、元町、堀の内、小牧、中央、間々、間々本町、山北町、安田町、村中、新町、小牧原新田、小牧原、間々原新田、横内、岩崎原、岩崎、岩崎原新田、久保本町、久保一色、久保一色東、久保一色南、小松寺、田県町、東田中、二重堀、応時、東、下末、長治町、郷西町、上末、高根、本庄、文津)丹羽郡大口町(豊田、替地、御供所、堀尾跡、奈良子、高橋、秋田、大屋敷、伝右、大御堂、竹田、小口、下小口、中小口、上小口、外坪、新宮、萩島、二ツ屋、仲沖、城屋敷、余野、垣田、河北)丹羽郡扶桑町(柏森、斉藤、高木)

江南市（江森町、山尻町、高屋町、前野町、宮後町、山王町、野白町、古知野町、赤童子町、北野町、大間町、木賀町、上奈良町、島宮町、布袋町、力長町、今市場町、尾崎町、大海道町、寄木町、安良町、天王町、北山町、南山町、小郷町、小折町、小折本町、田代町、曾本町）一宮市（瀬部、浅井町、富塚、佐千原、時之島、小原町、西小原町、高畑町、古見町、丹羽、西大海道、柚木夙、大赤見、松山町、田島町、両郷町、東両郷町、千秋町、春明、定水寺、北小渕、南小渕、浅野、丹陽町、三ツ井）岩倉市（八劔町、神野町、石仏町、鈴井町、泉町、東町、本町、中本町、新柳町、西市町、宮前町、中央町、大地町、北島町、野寄町、川井町、中央町、稲荷町、南新町、大山寺町、曾野町、大市場町、東新町）北名古屋市（熊之庄、薬師寺、徳重、鍛冶ヶ一色、鍛冶ヶ一色東、鍛冶ヶ一色西、法成寺、山之腰、北野、宇福寺、西之保、弥勒寺、鹿田、熊田、片場、能田、六ツ師）西春日井郡豊山町（青山、豊場）春日井市（西屋町、牛山町、中町、黒銚町、宮町、上田楽町、田楽町、新開町、大手町、前並町、西高山町）犬山市（楽田、羽黒）

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条

- 1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第10条

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第11条

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第12条

- 1 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人羊蹄会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

令和元年10月1日改訂。

令和元年11月1日改訂。

令和3年5月1日改訂。

令和4年10月1日改訂。

令和5年11月1日改訂。

令和7年2月1日改訂。